

森林の土地を取得したときは届出が必要です！

売買契約、相続、贈与、法人の合併などにより、地域森林計画の対象となっている民有林の土地を新たに取得した場合は、取得した森林が所在する市町村の長に届出を提出することが森林法で義務付けられています（森林の土地の所有者届出）。

◆ 届出の対象となる土地

地域森林計画の対象となっている民有林の土地

※届出の対象となる森林かどうかが不明な場合は、森林が所在する市町村の林務担当にお問合せになるか、ウェブサイト「ほっかいどう森まっぷ」から確認可能です。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html>



「ほっかいどう森まっぷ」

◆ 届出を行う者

新たに森林の土地の所有権を得た者



◆ 届出時期

新たに土地の所有者となった日から90日以内に届出

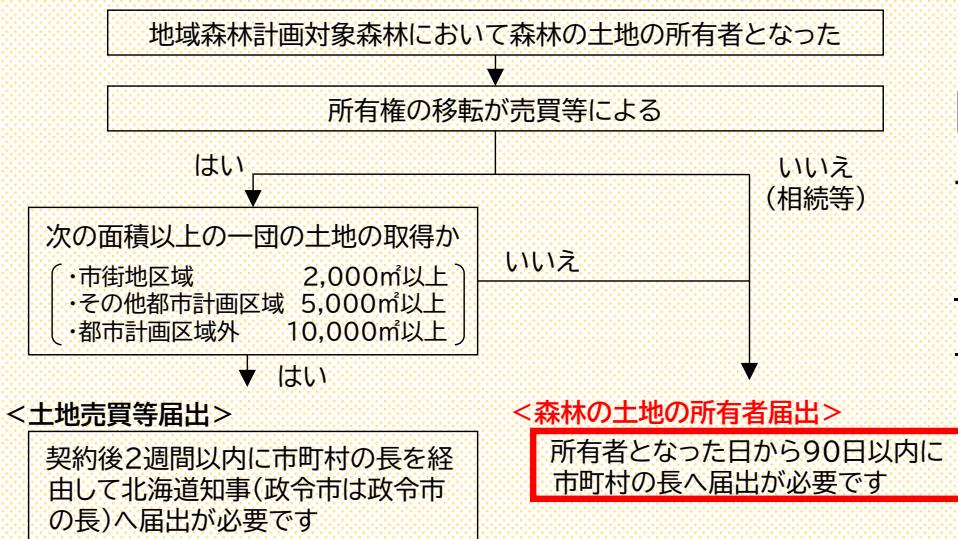
届出をしない場合や虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料が課されることがあります

「新たに土地の所有者となった日」とは？

- ・売買契約等により取得した場合 ⇒ 土地の引き渡しを受けた日
- ・相続した場合※ ⇒ 相続開始の日

※財産分割がされていない場合は、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届け出た上で、分割協議により持分割合等が変更されたときは、分割協議終了の日から90日以内に再度届け出る必要があります

◆ 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出との関係



国土利用計画法に基づく土地売買等の届出を期限内に提出した場合は、「森林の土地の所有者届出」は不要です。

【お問合せ先】 詳細については、森林が所在する市町村の林務担当までお問合せください。